

飯塚市健幸プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第11号

飯塚市健幸プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市健幸プラザ条例施行規則(平成27年飯塚市規則第47号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 トレーニング室を利用する場合は、<u>券売機の発券又は回数券の提出</u>をもって、利用の申請及び許可とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定管理者に係る読替え)</p> <p>第16条 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、様式第1号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料減免申請書」とあるのは「利用料金減免申請書」と、「正規使用料」とあるのは「正規利用料金」と読み替え、様式第2号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料金」と、「使用料合計」とあるのは「利用料金合計」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、様式第3号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と</p>	<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 トレーニング室を利用する場合は、<u>申請者が所定の使用料を納付し、市長がトレーニング室利用券(様式第4号の1)又はトレーニング室利用回数券(様式第4号の2)を交付することをもって</u>、利用の申請及び許可とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定管理者に係る読替え)</p> <p>第16条 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、様式第1号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料減免申請書」とあるのは「利用料金減免申請書」と、「正規使用料」とあるのは「正規利用料金」と読み替え、様式第2号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料金」と、「使用料合計」とあるのは「利用料金合計」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、様式第3号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と</p>

と、「その他使用料」とあるのは「その他利用料金」と、「追加使用料」とあるのは「追加利用料金」と読み替え、様式第5号から様式第6号までの規定中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第8号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料還付申請書」とあるのは「利用料金還付申請書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「既納の使用料」とあるのは「既納の利用料金」と読み替えて適用するものとする。

様式第4号の1 削除

様式第4号の2 削除

と、「その他使用料」とあるのは「その他利用料金」と、「追加使用料」とあるのは「追加利用料金」と読み替え、様式第4号の1から様式第6号までの規定中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第8号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料還付申請書」とあるのは「利用料金還付申請書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「既納の使用料」とあるのは「既納の利用料金」と読み替えて適用するものとする。

様式第4号の1(第2条関係)

(略)

様式第4号の2(第2条関係)

(略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。